

愛知県立大学入学者選抜委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、入試・学生支援センターに設置する入学者選抜委員会（以下「委員会」という。）について、入試・学生支援センター規程第12条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、入学者選抜に係わる次の事項を審議する。

- (1) 学生の募集に関すること。
- (2) 入学者選抜の方針に関すること。
- (3) 入学試験の実施に関すること。
- (4) 入学試験の実施方法の検討に関すること。
- (5) その他入学者選抜に関し必要と認められる事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 入試・学生支援センター長
- (2) 入試・学生支援センター副センター長
- (3) 入試広報室長
- (4) 各学科（ヨーロッパ学科を除く。）、ヨーロッパ学科各専攻及び大学院各研究科から選出された者（各研究科においては、学部から選出された者が当該研究科の委員を兼ねる。）各1名
- (5) 事務部門長
- (6) その他委員会が必要と認めた者

(任 期)

第4条 委員の任期は、前条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者についてはその職にある期間とし、同条第4号に掲げる者については原則として1年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び議長)

第5条 委員会に委員長を置き、入試・学生支援センター長又は副センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(招 集)

第6条 委員会の招集は、委員長が行う。

(定足数及び議決方法)

第7条 委員会の定足数は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報 告)

第8条 委員会は、審議結果を教育研究審議会に報告するものとする。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、入試課が担当する。

(実施細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月26日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から適用する。